

第3章 障がい者計画の基本目標と基本方針

1 基本目標

『障がいのある方が安心して自立できる環境づくり』

2 基本方針

●就労・自立・参加の支援

障がいのある方が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

●主体性・選択性の尊重

障がいのある方が、一人ひとりのライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会を目指します。

●地域での協働・支え合い

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かで、みんなが協働し、支え合う社会を目指します。

3 施策体系

基本事業	具体的な推進方向
Ⅰ 障がい福祉サービスの充実	1 障がい福祉サービス事業 (1) 障がい福祉サービスの充実 (2) 地域生活への移行支援 (3) サービス提供体制の確保 (4) 介護者支援の充実 2 障がい者(児)の地域生活支援事業 (1) 地域生活支援事業の充実 (2) 地域生活支援拠点の整備 (3) 日中活動の場の充実 (4) 防災、防犯支援体制の確保 3 障がい者(児)の保健・医療の充実事業 (1) 早期の気づき・早期療育の推進 (2) 自立支援医療 (更生・育成・精神通院)の給付 (3) その他の保健・医療の充実
Ⅱ 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	4 障がい者(児)の社会参加促進事業 (1) 社会参加促進事業 (2) 障がい者の団体支援 (3) 障がい者スポーツ、文化芸術の振興 5 バリアフリー推進事業 (1) 権利擁護の推進 (2) 障がいや障がいのある方への理解の促進 (3) ユニバーサルデザインに配慮した まちづくりの推進 (4) 地域共生社会を目指したまちづくりの推進